

学校いじめ防止基本方針

令和2年3月改訂

山口市立嘉川小学校

はじめに	P 2
第1 「いじめ防止基本方針」について	
第2 いじめ防止等に関する基本的な考え方	P 3
第3 いじめ問題に関する基本的な考え方	P 4
第4 いじめ防止等の具体的な取組	P 5
1 未然防止【いじめの予防】	
2 早期発見	P 6
3 早期対応	P 7
第5 重大事態への対応 【生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】	P 9
第6 教職員研修といじめ防止指導計画	P 11
第7 いじめ対策委員会	P 12
第8 重大事案発生時の対応	P 13
資料1 安心アンケート	P 14
資料2 特別安心アンケート	P 15
資料3 教育相談実施計画	P 16・17

はじめに

学校は、すべての児童の可能性を引き出しながら、一人ひとりの自己実現を支援し、平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な資質、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」育む場である。

本校は、「ふるさとを愛し、豊かな心を持ち、たくましく生き抜く児童の育成」を学校教育目標とし、「考える子、がんばる子、わかりあう子」の育成に取り組んでいる。

そこで、学校の使命と存在意義に基づき教育活動に取り組むため、私たち嘉川小学校教職員（以下、私たち）は、児童一人ひとりの願いや思いを大切にして、学ぶ楽しさ、自ら成長する喜び、多くの体験活動を通じて人・もの・ことと関わり合うことの素晴らしさを実感しながら豊かな心を育む教育実践に全力で取り組むことをここに宣言する。そして、児童が、いじめにより、心と身体を傷つけられたり尊い命を自ら絶ったりすることが無いよう、私たちは心を一つにして児童が学校の主人公となる教育活動に真摯に取り組むことを誓う。

また、今後も、大きな社会変化や急速な情報技術の発展により、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化することが予想される。そうした中、私たちは、いじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について継続して研修を続けるとともに、校長のリーダーシップのもと、家庭、地域、関係機関と思いを一つにししながら生徒指導体制・教育相談体制を充実させ、組織的にいじめ問題の未然防止と解決に取り組んでいく。

第1 「いじめ防止基本方針」について

山口市立嘉川小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本法又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

〈いじめの防止等の対策に関する基本理念〉

いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが無くなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童がいじめを行うことがないよう、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童一人ひとりが十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめ問題を克服することをめざして行われなければならない。

第2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめの構造、特徴

- いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。
 - ・ いじめる児童といじめられる児童は、入れ替わりながら被害も加害も経験している。
 - ・ 暴力を伴わないいじめであっても、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。
- いじめは「四層構造」となっている。
 - ・ いじめを受けている児童から見れば、周りではやしたてる児童も見て見ぬふりをする児童も「いじめている人」に見える。
 - ・ 四層構造を念頭に置き、集団的にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(3) 重大事態の定義

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
（「いじめ防止対策推進法」より）

(4) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

第3 いじめ問題に関する基本的な考え方

1 学校・家庭・地域・関係機関の総掛かりによる取組

- いじめ問題への対応は、人間社会から差別や偏見等を一扫することにつながる。
- 安全・安心な社会づくりに寄与するためにも、学校・家庭・地域・関係機関が総掛かりでいじめ問題への取組を推進する。

2 対応の視点

- 「いじめは絶対に許されない」「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識の下、学校・家庭・地域・関係機関の連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。
 - ① 未然防止【いじめの予防】
 - ② 早期発見【把握しにくい、いじめへの対応】
 - ③ 早期対応【現在起こっている、いじめへの対応】
 - ④ 重大事態への対応【生命、心身又は財産に重大な被害が生じた、いじめへの対応】

3 学校における基本姿勢

- いじめは、「未然防止」の取組が極めて重要である。授業を通じて児童の自己肯定感や自己有用感、コミュニケーション能力の育成や人間関係づくりに取り組み、道徳教育や人権教育を通じて総合的・効果的にいじめを起こしにくい学校文化を醸成するとともに児童に思いやりの心や支え合いの心を育む。
- 「いじめは、集団の関係の中で起こりやすいもの」との危機意識をもちながら、未然防止、早期発見、早期解決に取り組む。
- いじめが発生した場合は、校長をリーダーとして、全校で組織的に適切・丁寧な対応・指導・支援を行い、児童や保護者の気持ちに寄り添いながら、いじめが確実に解消するまで粘り強く対応する。

4 いじめ防止のために学校が果たす役割

(1) 「学校いじめ防止対策基本法」の策定と周知

- 学校は、いじめ防止について「学校いじめ防止基本方針」を策定し、体系的、計画的、具体的な取組を推進する。
- 学校は、いじめ防止等の取組が体系的、計画的、具体的に行われるよう、「学校いじめ防止基本方針」やそれに基づく取組を、学校ホームページや学校だより等を通じて、児童、保護者、地域住民へ広く周知することを図る。

(2) 「いじめ対策委員会」の設置

- 学校は、「いじめ対策委員会」を設置し、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に係る取組を行い、PDCAサイクルによる検証を行いながら、実効性のある取組となるよう常に改善を図る。

(3) 学校評価・教職員評価を活用した、いじめ問題に係る取組の検証と改善

- 学校評価や教職員評価を活用し、いじめ防止やいじめ問題への対応に係る、学校や教職員の適切な目標設定、達成状況の評価、学校経営や指導方法の改善に活かすことで、いじめの実態把握や組織的な対応の取組を改善・充実する。

(4) 人権が尊重された学校づくりと豊かな心を育む教育の推進

○ 学校の全教育活動を通じた道徳教育の取組

人権教育を基盤とし、児童一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の柱となる豊かな心を育むために、学校教育全体を通じて児童が心を開き、心を磨き、伝えあえる道徳教育を充実する。

○ 規範意識の醸成のための取組

いじめの未然防止に資することから、児童の規範意識の醸成に取り組む。そのために、生徒指導部、教育相談担当、児童会担当と連携・協働しながら「きまりを守る」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接する」など、児童の発達段階に応じて社会性を育む具体的な取組を、学校全体の共通理解の下、組織的・計画的に実施する。

(5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

○ 「生徒指導は、児童一人ひとりの健全な成長を促し自己実現を図るための自己指導能力を育成することをめざすこと。教育相談は、一人ひとりの教育上の問題について望ましい在り方を助言し、人格の成長への援助を図るものであること。」を学校全体で十分に理解し、常に児童の願いや思いに耳と心を傾けることを心がけて児童に向きあう教職員組織をつくる。

○ 児童一人ひとりの願いや思いに寄り添うため、生徒指導や教育相談は、担任や担当が一人で問題を抱え込むことなく、学校全体で、チームとして組織的で計画的な取組と問題の解決を行う。

○ SC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)等の心理や福祉の専門家との連携をはじめ、弁護士、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家及び児童相談所、警察、福祉部局および関係機関との連携を密にし、いじめ防止等に係わる取組の充実を図る。

○ いじめの防止対策やいじめの対応については、校種間での共通目標に基づく取組や情報共有、支援体制の構築が重要であることから、幼小、小小、小中の学校間で連携した取組を充実する。

第4 いじめ防止等の具体的な取組

1 未然防止【いじめの予防】

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行い、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(1) 仲間づくり、絆づくり

教職員一人ひとりが、道徳の時間や学級活動はもちろんのこと、全ての教育活動を通じて、子ども同士の心の結びつきを深め、社会性や互いの違いを認め合う心を育み、いじめを許さない学校づくりを行う。

○ 教師の基本姿勢

いじめには学級をはじめとした集団の状態が強く影響する。学級づくりの中心的役割を担う担任教師の役割が極めて重要なことから、計画的に校内研修会を実施し資質能力の向上に努めるとともに、教師自身の言動も含めて、子どもへの接し方を振り返ってみる。

○ 落ち着いた生活環境

いじめが起こりやすい学級は、ルールが不明確で、当事者だけでなく、全体の規範意識が低下している傾向があるとされる。そこで、学級のきまりやルール、やっといういいことと悪いこと等の基準を、子どもにわかりやすく示す取組を進める。

○ 魅力的な授業・学級経営

学校生活が安定し、充実したものになれば、いじめは起こりにくくなる。そのためには、学校生活の中心とも言える授業が魅力的で、どの子も活躍できる場となっていることが大切である。また、教科の目標達成の手だて以外にも、構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニングなど、子ども同士の人間関係を豊かにする工夫を日々の授業や学級経営の中に盛り込む。

○ 保護者との信頼関係

いじめる側の子どもたちの中には、保護者から十分な愛情を注がれていない子も少なくない。そこで、積極的に保護者との信頼関係づくりに努め、それぞれの役割と責任を自覚し、相互に補い合いながら、いじめの予防に取り組んでいく。

(2) 学級集団の状態を捉える

○ 教師は子どもたちの成長を日々見守っている。しかし、観察だけではどうしても気づけない部分もある。また、大人からすると意外な感情を子どもが抱いている場合もある。そこで、教師の観察と実態のずれを補うために、生活アンケート、相談カード、QUやFit等の学校生活調査を効果的に活用する。

2 早期発見

(1) 早期発見のため学校がとる体制

○ いじめは、外から見えにくいことが多く、全教職員が連携・協力して指導を行うことが大切である。

- ・学級担任だけが問題を抱え込むことが無いよう、生徒指導主任はもとより養護教諭、栄養教諭、学校事務職員、スクールカウンセラー（以下、SCという）等、全ての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から学校生活全体をきめ細かく把握することに努める。
- ・学校評価、授業評価、短い間隔で実施する生活アンケート等により、児童、保護者等の実情を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。
- ・児童の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、全教職員で共有を図る。

- ・教育相談担当教諭・養護教諭を生徒指導に関する校内組織に加えるなど、校務分掌上適切に位置付け、S C等の専門家と緊密な連携を図る。

(2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組

- 大切なことは、児童や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている児童を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておくことである。
- 児童との信頼関係づくりに努め、絆やつながりを深める、心の教育を推進し、指導の徹底を図る。
 - ・1日の時程表を見直すなどして、児童とのふれあいの時間を確保する。
 - ・日常の行動観察や日記、生活アンケートや「Fit」等客観テストの実施等により、内面の変化をとらえる。
 - ・いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して児童が発するサインを鋭くキャッチする。
 - ・平素から、児童に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
 - ・毎週的生活アンケートや「Fit」等を活用した個別の教育相談を実施する。
 - ・保健室や特別教室等で他の児童のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気の中で相談できるように努める。

(3) 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫する。
- 学校評価等を活用し、保護者の生の声を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
- 種々の地域活動において学校が中心となり、いじめ問題に関わる広報・啓発活動を行う。
- 地域行事や各種の催事などに児童の積極的な参加を促す。

3 早期対応

(1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

- 迅速・的確かつ組織的な対応を実行する。
- いじめ対策組織にS Cやスクールソーシャルワーカー（以下、SSWという）等の専門家を加え、早期解決に資する取組をより実効的に行う。
- 必要に応じて、外部専門家の活用も想定する。
- いじめは、学校として情報の共有等を基に、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進していくこと。
 - ・事実関係の確認…いじめの疑いがあった（あるいは申し出等があった）場合、日常の行動観察や聴き取り等により、状況等の詳細を確認する。
 - ・「いじめ対策委員会」を開き、協議する。（場合により、職員会議の開催）
 - ・いじめられている児童への対応…信頼関係にある教職員が担当する。

- ・ いじめている児童への対応…複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。
- ・ 周囲の児童（観衆・傍観者）への対応…複数の教職員が担当する。
- ・ いじめられている児童の保護者への対応…学級担任が主に担当するが、必要に応じて、管理職等複数で誠意をもって対応する。
- ・ いじめている児童の保護者への対応…面談の目的・役割・分担・対応の実際等、事前に協議した上で、担任・管理職・生徒指導主任等の複数で対応する。
- ・ P T A等への働きかけ（必要な場合）…校長・教頭が担当する。
- ・ 教育委員会、関係諸機関との連携…校長・教頭・生徒指導主任が担当する。

(2) 対応する上での留意点

- いじめられている児童への対応
 - ・ 「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え・守ることを約束する。
 - ・ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- いじめている児童への指導
 - ・ 当事者だけでなく周りの児童からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
 - ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。
 - ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、心情をくみとる。
- 周りの児童（観衆・傍観者）への指導
 - ・ 周りではやし立てる観衆・知らん顔をしている傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なキーポイントになることから、もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に申し出るように働きかけていく。このような中で、いじめを報告してきた児童があれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその児童が仕返しを受けないように、秘密を厳守するなどの配慮をする。
- いじめのアフターケア
 - ・ 一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化していじめが継続している場合もあるため、いじめを「やめること」と「なくなること」は違うとの認識が重要であり、関係児童の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応を継続する。

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

- インターネット上の掲示板、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他人批判、他者の個人情報の流出等のネットいじめも、基本的な対応は同様である。
- いじめられている児童等からの申し出を状況確認する過程で、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認する。
- 具体的な対応策を提示し、可及的速やかに対応することで、被害の拡大を最小限に抑える。

(4) 教育相談の在り方

- いじめられている児童の心のケア、いじめている児童の内省を促す支援等については、教育相談機能の充実が不可欠である。
- 教職員の教育相談に係る資質能力向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するSCと連携した個別支援が必要である。
- いじめている児童がいじめの行為に至った背景に、保護者の身体的虐待や養育放棄、経済的問題等が起因することもあるため、生活の基盤の立て直しに向けたSSWによる保護者等への個別支援について、積極的な活用を図る。
 - ・ いじめられている児童に対し、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。
 - ・ いじめている児童に対しては、「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導することが大切であるが、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導をする。

(5) 保護者との連携

- より高い専門性が必要な場合は、積極的にSCやSSWを活用する。
 - ・ いじめている児童・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、SSWを活用した支援を検討する。
 - ・ 解決のために、「学校で行うこと」「家庭でできること」をはっきりさせ、協力を求める。

(6) 地域・関係機関との連携

- 学校と地域との連携
 - ・ 開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域からの積極的な協力を得る。
 - ・ いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導・対応の後は、情報提供者に必要事項を報告する。
- 学校と関係機関との連携
 - ・ いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う必要がある。
 - ・ 平素から少年安全サポーターや所轄警察署と連携を図り、必要に応じて、協働して対応する。

第5 重大事態への対応【生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

(1) 重大事態の判断について

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 児童生徒が自殺を企図した場合・ 身体に重大な障害を負った場合・ 金品等に重大な被害を被った場合・ 精神性の疾患を発症した場合 |
|---|

などのケースが想定される。

- 「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。

- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対応

- 重大事態が発生した場合は、設置者である教育委員会を通じて市長へ、報告する。
- いじめられている児童の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、必要があれば児童への弾力的対応を検討する。
- いじめられている児童を守るため必要があれば、毅然とした厳しい対応をする。
- その際には保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に適切に指導していく。
- 事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議をし、対応していく。同時に、適切に関係機関との連携を図る。

(3) 自殺の背景調査

- 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に即して対応する。
- 遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報等を丁寧に提供していく。
- 遺族がより詳しい調査を望む場合、教育委員会の指示の下、必要に応じて、公平・中立且つ総合的に分析・評価を行う中立的な立場の調査委員会を設置する。
- その際、事前に子どもの自殺等に係る研修を積んでいる専門家グループ（弁護士・精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士）を構成員として、調査等を実施する。

(4) 留意すべき事項

- 専門家等による調査を実施する際には、調査委員会等に積極的に資料提供する。
- アンケート調査や児童への聞き取り調査等の実施の要請に対して、協力し、たとえ不都合な事実があったとしても、真摯に向き合う。
- 児童や保護者等の心のケアを最優先としながら、安全・安心な学校生活を取り戻し、全力で学校機能の回復に努めていく。

第6 教職員研修といじめ防止指導計画

◎いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的。計画的に取り組む必要がある。そこで、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組む。

*いじめ事案発生時は、いじめ対策委員会を随時立ち上げる。

	4月	5月	6月	7月	8月
校内研修 職員会議	経営方針説明による人権・道徳教育の取組周知 児童記録引継 教育相談体制理解	児童理解の会	教育相談 いじめ対策 研修会	いじめ防止 研修会 (SC講師)	教員人権 研修会
対策 防止		学級づくり・人間関係づくり 授業評価実施			
早期発見	特別安心アンケート各学期1回	あんしんアンケート毎週実施	すてきな自分 アンケート 教育相談週間		
改善 検証 周知	PTA総会	学校だより・HPによる取組周知 学校運営協議会			学校評価前期 実施、検証

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内研修 職員会議	体罰防止 校内研修	児童理解 の会				児童理解 の会	児童引継作成保管
防止 対策	学級づくり 人間関係づくり	人権教育 参観日					
早期発見	夏休み明け アンケート	生活アンケート毎週実施	特別安心アンケート各学期1回		冬休み明け アンケート	教育相談週間	
改善 検証 周知	学校評価前期 公表	学校運営協議会②		学校評価後期 実施、検証、公表		学校運営協議会③ PTA役員会	

第7 いじめ対策委員会

いじめ対策の基本

1. 早期発見・早期対応
○いじめの小さなサインを見逃さず、しっかりと捉え、察知した問題をケースに応じ迅速かつ適切に指導すること。
2. 組織的な対応
○いじめ対策委員会を機能させ、組織的な取組を徹底して進めること。
3. 関係機関との連携
○ケースによって、学校だけの指導に固執せず、保護者、教育委員会、警察、児童相談所など関係機関との連携体制のもとで指導・対応にあたること。

迅速
誠実

早期発見 早期対応

組織的な対応

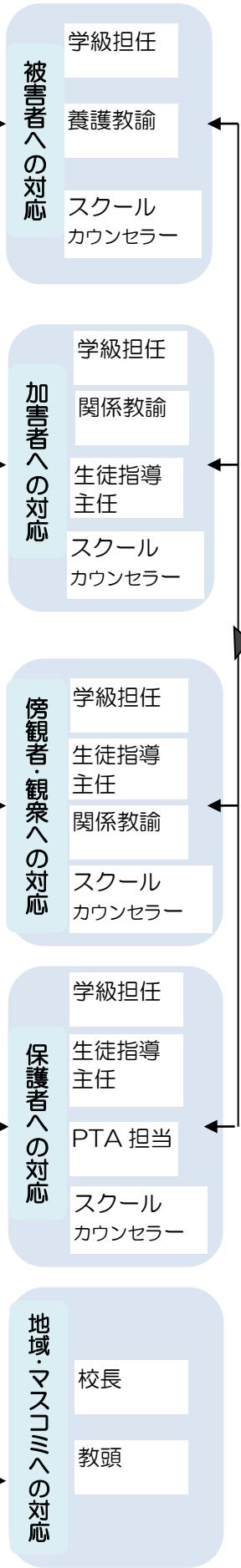
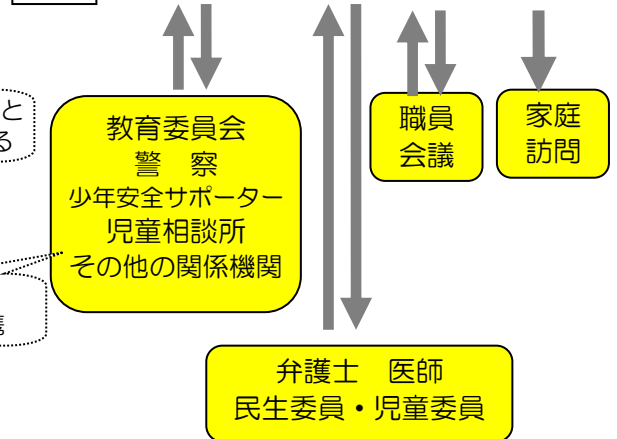
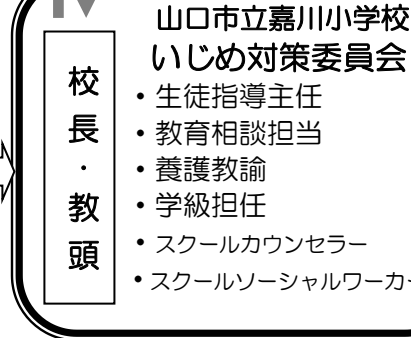
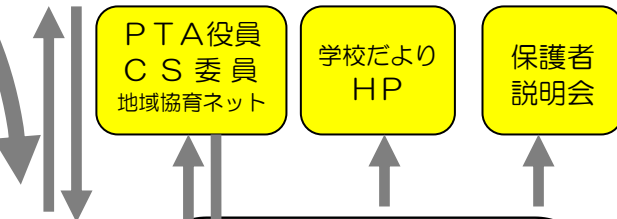
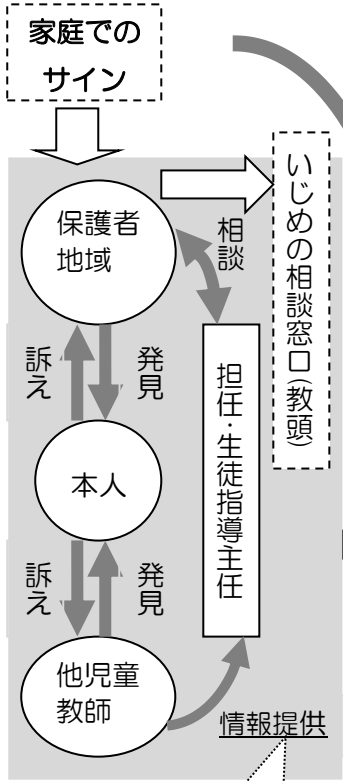
いじめ・生活 アンケート

状況把握

関係教師が複数で
被害・加害児童から
周囲の児童・保護者から

事実関係の把握

多様な方法で



継続的な指導・再発防止

どんな些細なことでも必ず報告する

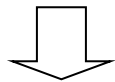
日常的な情報交換・連携

第8 重大事態発生時の対応

○学校の設置者（山口市教育委員会）に重大事態の発生を直ちに報告する。

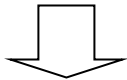
重大事態とは

- ・「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- ・「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
(年間30日を目安。)



○いじめ対策委員会を編制する。

- ・重大事態に至る要因となった事実関係を明確にするための調査の実施。
- ・いじめられている児童、保護者への対応を行う。
- ・いじている児童、保護者への対応を行う。
- ・調査結果を学校の設置者（山口市教育委員会）に報告する。



○調査結果を踏まえて必要な措置をとる。

(保護者説明会の実施等。)

月 日

みんなが楽しく安心して過ごすために (安心アンケート)

年 組 番 名前

※あてはまるものを、○でかこんでください。
(前回のアンケートから今日まで)

- ① あなたは、学校でいやな思いをしていませんか。

している

していない

- ② あなたの周りで、いやな思いをしている人はいませんか。

いる

いない

- ③ 先生に相談したいことはありますか。

ある

ない

がつ 日にち

みんながたのしくあんしんしてすごすために(あんしんアンケート)

ねん くみ ばん なまえ

※あてはまるものを、○でかこんでください。
(まえのアンケートからきょうまで)

- ① あなたは、ともだちのことで、こまっていますか。

こまっている

こまっていない

- ② あなたのまわりで、こまっているともだちは、いませんか。

いる

いない

- ③ せんせいに、おはなししたいことは、ありませんか。

ある

ない

教育相談計画

1 学校教育相談の意義

教育相談とは、「個人のもつ悩みや困難の解決を援助することによって、その生活によく適応させ、人格の成長への援助を図ろうとするもの」であり、「生徒指導の中心的役割を担うもの」（文部省）である。

近年の家庭や社会など、児童をとりまく環境の急激な変化や価値観の多様化は、児童が多くの時間を過ごす学校生活にも大きな影響を及ぼしている。不適応に陥ったり、問題行動を示したりする児童が増加する傾向にあることはその表れの一つといえる。

また児童の身近で起こる犯罪、事件、事故等が増加し、それらに遭遇することに起因する心的外傷後ストレス障害PTSD(Post Traumatic Stress Disorder)も増加している。

このような児童の実態への第一時的な対応として、学校における教育相談の果たす役割は大変大きい。「学校教育相談」は、このような児童に教師が適切に関わるだけでなく、児童一人ひとりが人として積極的・意欲的に学校生活を送り、心身共に健康に成長できるように働きかける(支援する)教師による、教育実践そのものであるととらえることができる。

2 本校の教育相談の目標

- (1) 児童をひとりの人格をもった存在として尊重し、共感的な児童理解に努める。
- (2) 児童の本来もっている「よりよく成長したい」と願う自己実現の支援に努める。

3 学校における教育相談のとらえ方

	対象	目的	援助	具体的取り組み
開発的教育相談	すべての児童 保護者	(予防的・積極的) 問題の早期発見、 未然防止	すべての教職員	あんしんアンケート 休み明けアンケート すてきな自分アンケート 学校教育相談
治療的教育相談 I	一時的な悩みや 苦しみ、不適応行 動を示す児童	(一時的) 事態の継続・深刻 化の防止	すべての教職員 保護者 スクールカウンセラー	家庭訪問 学校教育相談
治療的教育相談 II	不適応に陥った児 童 問題行動を起こ す児童	問題解決に向けた 援助・指導	すべての教職員 保護者 スクールカウンセラー 関係機関*	ケース会議 体制づくり
特別な教育的支 援を必要とする 児童の教育相談	特別支援学級の 児童 特別な教育的支 援を必要とする 児童・保護者	障がいのある児童 に対して教育的二 ーズの把握や適切 な支援体制の構築	担任・教育相談担 当・特別支援教育 コーディネーター 全ての教職員 保護者 関係機関*	児童理解研修(校内支援 委員会)→学期に一回 保護者との面談 校内支援委員会 ケース会議

* 関係機関・・・医療機関、相談機関、教育委員会など

4 本校の教育相談活動の取り組み

(1) アンケートの実施

- ・あんしんアンケート(週一回)
- ・休み明けアンケート(年三回、学期始め)
- ・すてきな自分アンケート(年一回、6月)

何かあれば直接児童に話をきいて対応する。必要なら生徒指導や教育相談の担当につなぐ。

(2) あのねタイムの実施

すてきな自分アンケートの後、児童一人ひとりと担任が一对一で話をする。

(3) 児童理解の研修(5月、10月、2月)

(4) 校内支援委員会の実施(5月、10月、2月)

校長・教頭・生徒指導・教育相談担当・校内特別支援教育コーディネーター・養護教諭・関係教員で年三回行う。配慮の必要な児童についての情報を共有し、適切な支援体制や方法について共通理解する。

(5) ケース会議・・・必要に応じて開く。メンバーはその都度調整する。

(6) 特別活動や学校生活の中で、AFPYなどの手法を取り入れて、望ましい人間関係づくりに努める。

ケース会議とは・・・児童が示す不適応や問題行動等の事態が深刻化することを防ぐために、問題の解決や支援の方法、関係機関との連携方法等について話し合う、必要構成員による緊急性を要する会議

(7) 教育相談だよりの発行(2か月に1回)・・・本校教育相談活動の紹介、スクールカウンセリングの呼びかけ、相談機関の紹介など

(8) 学校教育相談(学期に1回)

SCの先生が月3回程度川西中学校に巡回来校されるので、すれば本校への出張を依頼。日程調整は校内コーディネーターが行う。

(9) 研修会への参加や実施

教育相談に関わる研修会を実施し、資質や技術の向上を図る。(研修部と相談)

5 年間計画

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 4月上旬 | 教育相談計画提案 |
| 5月上旬 | 児童理解研修、校内支援委員会の実施① |
| 5月中旬 | 教育相談専門員による学校訪問(市教委相談員) |
| 6月上旬 | 「すてきな自分アンケート」&あのねタイムの実施(6月中に) |
| 6月中 | 地域コーディネーターによる学校訪問 |
| 6月中 | 特別支援教育相談員による巡回訪問① |
| 7~8月 | 教育相談についての校内研修会(スクールカウンセラー) |
| 9月下旬 | 児童理解研修、校内支援委員会の実施② |
| 10月上旬 | 特別支援教育相談員による巡回訪問② |
| 2月上旬 | 児童理解研修、校内支援委員会の実施③ |

